

令和6年度

宝塚市 一般会計 補正予算書
特別会計

(2)

宝塚市

令和 6 年度

宝塚市一般会計補正予算

(第 2 号)

議案第50号

令和6年度宝塚市一般会計補正予算（第2号）

令和6年度宝塚市の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ698,455千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91,336,291千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の廃止及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年（2024年）5月20日提出

宝塚市長 山崎晴恵

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 使用料及び手数料		2,043,876	1,566	2,045,442
	1 使用料	1,714,702	1,566	1,716,268
16 国庫支出金		16,358,391	2,052,131	18,410,522
	1 国庫負担金	12,950,522	273,493	13,224,015
	2 国庫補助金	3,350,754	1,778,638	5,129,392
17 県支出金		6,576,965	7,215	6,584,180
	2 県補助金	1,186,467	6,815	1,193,282
	3 県委託金	407,644	400	408,044
19 寄附金		820,907	1,198	822,105
	1 寄附金	820,907	1,198	822,105
20 繰入金		4,275,578	△141,891	4,133,687
	1 繰入金	4,275,578	△141,891	4,133,687
22 諸収入		2,217,455	117,536	2,334,991
	4 受託事業収入	4,981	9	4,990
	5 雑入	2,128,412	117,527	2,245,939
23 市債		6,036,300	△1,339,300	4,697,000
	1 市債	6,036,300	△1,339,300	4,697,000
歳 入 合 計		90,637,836	698,455	91,336,291

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		492,845	△5,885	486,960
	1 議会費	492,845	△5,885	486,960
2 総務費		9,080,004	10,420	9,090,424
	1 総務管理費	7,342,355	10,420	7,352,775
3 民生費		42,257,658	2,128,332	44,385,990
	1 社会福祉費	12,680,852	2,114,000	14,794,852
	2 老人福祉費	8,387,142	196	8,387,338
	3 児童福祉費	16,153,849	12,756	16,166,605
	5 災害救助費	1,416	1,380	2,796
4 衛生費		8,349,118	574,256	8,923,374
	1 保健衛生費	4,753,975	574,256	5,328,231
6 農林業費		262,944	8,377	271,321
	1 農林業費	249,098	8,377	257,475
7 商工費		573,524	516	574,040
	1 商工費	573,524	516	574,040
8 土木費		7,496,035	28,700	7,524,735
	3 河川費	225,148	5,000	230,148
	4 都市計画費	4,455,948	23,700	4,479,648
9 消防費		2,967,641	2,887	2,970,528
	1 消防費	2,967,641	2,887	2,970,528
10 教育費		11,594,578	△2,049,148	9,545,430
	1 教育総務費	3,041,022	180,019	3,221,041
	2 小学校費	2,841,371	△1,197,055	1,644,316
	3 中学校費	1,469,447	△794,790	674,657
	4 特別支援学校費	195,856	△99,860	95,996
	5 幼稚園費	412,365	△43,474	368,891

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	6 社会教育費	790,001	△990	789,011
	7 保健体育費	2,844,516	△92,998	2,751,518
歳 出	合 計	90,637,836	698,455	91,336,291

第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
新病院整備基本計画策定業務委託料	令和7年度	33,000

第3表 地方債補正

廃止

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
特別支援学校施設整備事業債	66,800	普通貸借 又は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含 む)	年5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後 においては、当該見直 し後の利率)	借入れの日の翌日から据置期 間を含め、30年以内に半年賦元 利均等その他の方法により償還 する。なお、借入先の融通条件 に変更があるときは、これに従 うことができる。ただし、財政 の都合により繰上償還を行い、 償還年限を短縮し、又は低利債 に借換えをすることができる。
幼稚園施設整備事業債	26,100			
保健給食施設整備事業債	60,600			

変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
河川整備事業債	75,700	普通貸借 又は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含 む)	年5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後 においては、当該見直 し後の利率)	借入れの日の翌日から据置期 間を含め、30年以内に半年賦元 利均等その他の方法により償還 する。なお、借入先の融通条件 に変更があるときは、これに従 うことができる。ただし、財政 の都合により繰上償還を行い、 償還年限を短縮し、又は低利債 に借換えをすることができる。	80,600	普通貸借 又は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含 む)	年5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後 においては、当該見直 し後の利率)	借入れの日の翌日から据置期 間を含め、30年以内に半年賦元 利均等その他の方法により償還 する。なお、借入先の融通条件 に変更があるときは、これに従 うことができる。ただし、財政 の都合により繰上償還を行い、 償還年限を短縮し、又は低利債 に借換えをすることができる。
街路整備事業債	983,700				994,300			
小学校施設整備事業債	1,113,200				391,300			
中学校施設整備事業債	586,000				106,600			